

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ【続報】

令和5年6月6日  
株式会社あそしあ少額短期保険

令和5年6月2日からの大雨及び台風第2号による災害により、茨城県、和歌山県、埼玉県及び静岡県で被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834

受付時間 : 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
茨城県	6月2日	取手市（とりでし）
和歌山県		海南市（かいなんし）
埼玉県		草加市（そうかし） 越谷市（こしがやし） 北葛飾郡松伏町（きたかつしかぐんまつぶしまち）
静岡県		磐田市（いわたし）

以上